



人事・労務に役立つ NEWS LETTER 事務所通信

発行：井上社労士事務所

〒184-0004 東京都小金井市4-1-38-213

TEL : 090-6525-0188 FAX : 042-381-3465 e-mail : sri@mi-sr.com

12
2018

トピックス 平成30年分の年末調整における留意事項

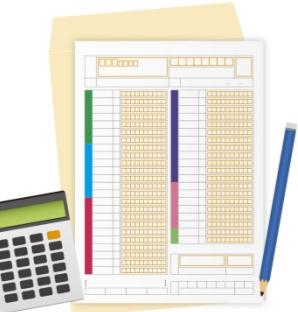
年末調整の時期がやってきました。平成30年分の年末調整においては、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正に伴い、各種申告書等の様式も改正されています。年末調整の際に発行する源泉徴収票や源泉徴収簿の様式も変更されていますので、ご紹介します。

留意事項：各種申告書等の見直し…

●給与所得者の配偶者控除等申告書について

「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が、平成30年分から「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められました。これに伴い、「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」（兼用様式）についても、平成30年分からは、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の2種類の様式に改められました。

平成30年分の年末調整において、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるためには、「平成30年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有無にかかわらず、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を会社（給与の支払者）に提出する必要があることを、社員（給与所得者）に伝えておきましょう。



●源泉徴収簿について

源泉徴収簿の⑯欄の「配偶者特別控除額」が「配偶者（特別）控除額」に改められました。また、⑰欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」が「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」に改められました。

これらに伴い、配偶者控除額については、平成29年分の源泉徴収簿においては、⑯欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」に含めて記載することになっていましたが、平成30年分からの源泉徴収簿においては、⑯欄の「配偶者（特別）控除額」に記載することとされました。

平成29年分の源泉徴収簿（抜粋）		平成30年分の源泉徴収簿（抜粋）	
生命保険料の控除額	⑬	生命保険料の控除額	⑬
地震保険料の控除額	⑭	地震保険料の控除額	⑭
配偶者特別控除額	⑮	配偶者（特別）控除額	⑮
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯	扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰	所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)		差引課税給与所得金額(⑨-⑰)	

変更

★ 源泉徴収簿⑯欄の計算を容易にする早見表についても、配偶者控除額のことを省いた新たな「平成30年分の扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」が公表されています。

今回の年末調整においては、変更点が多くあります。ご質問などがあれば、気軽にお問い合わせください。

トピックス 働き方改革関連法－時間外労働の上限規制②

平成31（2019）年4月に主要な改正規定の施行を控えた「働き方改革関連法」について、前回に引き続き、時間外労働の上限規制（労働基準法の改正）を取り上げます。今回は、新たな36協定に注目してみます。

時間外労働の上限規制② 新たな36協定のポイント

＜新たな36協定のポイント＞

- 新たな様式では、時間外労働の上限規制が主に1か月と1年について定められていることから、36協定で定める延長時間も1日のほか、1か月*、1年の区分で固定されました。

*これまでは、1か月について定めず、2か月もしくは3か月の延長時間を定めることも可能でした（例：2か月の限度時間は81時間でしたので、限度時間の範囲内で、最初の月に50時間延長し、次の月は31時間延長という取扱いも可能でした）。

しかし、これからは1か月の延長時間（限度時間は45時間）について定める必要があります。

- 他方、休日労働を含めて単月100時間未満、2～6か月平均80時間以内の上限の遵守に関しては、1か月、1年についての延長時間の記載だけでは直ちに確認できないことから、新たにチェックボックスを設けて労使に遵守を求めるようになっています。

- そして、特別条項付き36協定の様式も省令で規定されることに！

＜36協定の新様式の例／特別条項付き36協定の特別条項の部分＞

時間外労働 休日労働			に関する協定届（特別条項）			
時間外労働 休日労働			に関する協定届（特別条項）			
業務の種類	労働者数、 満18歳以上者の 割合	1日 (任意)	1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)		1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)	
			法定労働時間を超える時間数 (任意)	延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数 (任意)	延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数 (任意)	延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数 (任意)
限度時間を超えて労働させる場合 にかかる手続について定める。			特に注意			
限度時間を超えた労働者に対し、『裏面 の記載心得』1(9)①～⑩の健康・福祉確 保措置のいずれかの措置を講ずること を定める。			限度時間を超えて時間外労働をさせる 場合の割増賃金率を定める。 その率は、法定割増率(25%)を超える 率となるように努める。			
限度時間を超えて労働させる場合における 手続			（該当する番号） （具体的な内容）			
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。 <input type="checkbox"/> （チェックボックスに☑がある場合には、有効な協定届とならない。 (このチェックボックスは、通常の36協定にもある)						

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内でなければならない。そのことを労使で確認の上、必ずチェックを入れる。
チェックボックスに☑がない場合には、有効な協定届とならない。
(このチェックボックスは、通常の36協定にもある)

★36協定は、所轄の労基署に届出をしないとその効力が発生しません。

協定内容に不備があり、届出を受理してもらえないようなことがあれば、時間外・休日労働をさせることはできません。（協定なしで時間外・休日労働をさせれば、その時間数にかかわらず罰則に処されます）

重要な協定ですので、届出に当たっては、『裏面の記載心得』に沿って、慎重に記載する必要があります。特に、特別条項を付ける場合は、記載事項が増えますので、より注意が必要です。不明な点がありましたら、気軽にお声かけください。

トピックス 外国人材の受け入れ拡大に関する改正法案を閣議決定

本年（2018年）11月に入って間もなく、外国人材の受け入れ拡大に関する改正法案が閣議決定されました。

同年10月末頃に召集された第197回臨時国会の所信表明演説で、安倍総理は、「一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れる。入国管理法を改正し、就労を目的とした新しい在留資格を設ける」と決意を述べましたが、それを実現させるべく、異例のスピードで、改正法案の閣議決定・国会での審議へと進んでいます。

改正法案の正式名称は、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」。そのうち、新たな在留資格に関する部分を確認しておきましょう。

— 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案（骨子）
新たな外国人材受入れのための在留資格の創設に関する部分 —

新たな外国人材受入れのための在留資格の創設

1 在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設

- (1) 特定技能1号：不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- (2) 特定技能2号：同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

2 受入れのプロセス等に関する規定の整備

- (1) 分野横断的な方針を明らかにするための「基本方針」(閣議決定)に関する規定
- (2) 受入れ分野ごとの方針を明らかにするための「分野別運用方針」に関する規定
- (3) 具体的な分野名等を法務省令で定めるための規定
- (4) 特定技能外国人が入国する際や受入れ機関等を変更する際に審査を経る旨の規定
- (5) 受入れの一時停止が必要となった場合の規定

3 外国人に対する支援に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関に対し、支援計画を作成し、支援計画に基づいて、特定技能1号外国人に対する日常生活上、職業生活又は社会生活上の支援を実施することを求める。
- (2) 支援計画は、所要の基準に適合することを求める。

4 受入れ機関に関する規定の整備

- (1) 特定技能外国人の報酬額が日本人と同等以上であることを確保するため、特定技能外国人と受入れ機関との間の雇用契約は、所要の基準に適合することを求める。
- (2) ①雇用契約の適正な履行や②支援計画の適正な実施が確保されるための所要の基準に適合することを求める。

5 登録支援機関に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関は、特定技能1号外国人に対する支援を登録支援機間に委託すれば、4(2)の基準に適合するものとみなされる。
- (2) 委託を受けて特定技能1号外国人に対する支援を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができる。
- (3) その他登録に関する諸規定

6 届出、指導・助言、報告等に関する規定の整備

- (1) 外国人、受入れ機関及び登録支援機関による出入国在留管理庁長官に対する届出規定
- (2) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関及び登録支援機関に対する指導・助言規定、報告徴収規定等
- (3) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関に対する改善命令規定

7 特定技能2号外国人の配偶者及び子に対し在留資格を付与することを可能とする規定の整備

8 その他関連する手続・罰則等の整備

(注) 特定技能1号外国人：特定技能1号の在留資格を持つ外国人、特定技能2号外国人：特定技能2号の在留資格を持つ外国人、特定技能外国人：これらの外国人の総称

〈補足〉受入れ業種の考え方

新たな在留資格による外国人材の受入れは、生産性向上や国内人材の確保のための取組(女性・高齢者の就業促進、人手不足を踏まえた処遇の改善等)を行ってもなお、当該業種の存続・発展のために外国人材の受入れが必要と認められる業種において行う。

…政府は、農業や介護、建設など14業種を検討中

☆ 政府・与党は、来年(2019年)4月からの新制度のスタートを目指していますが、上記の骨子を見ても、具体的に取り決めていかなければならないことがたくさんあることがわかります。

受入れ業種の範囲はもちろん、受け入れた外国人労働者の社会保険の適用をどのようにするのか等々、具体的なルールを整備できるのかがポイントとなりそうです。

お仕事
カレンダー
12月

12/10

- 一括有期事業開始届の提出(建設業)
主な対象事業：概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事
- 11月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付



12/31

- 11月分健康保険料・厚生年金保険料の納付(2019年1月4日まで)
- 10月決算法人の確定申告と納税・翌年4月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
- 翌年1月・4月・7月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)

◆あとがき◆ 2018年も師走となりました。戌年は、結実の年と言われますが、皆様の結実度合いはいかがだったでしょうか。2017年が「働き方元年」といわれ、2018年6月に働き方改革一括法案が成立し、①時間外労働の上限規制の導入(大企業:2019年4月、中小企業:2020年4月) ②年次有給休暇の確実な取得の義務化(2019年4月) ③正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇格差の禁止(大企業:2020年4月、中小企業:2021年4月)等が決まりました。事業主にとっては、負担の増える話が多く大変ですが、一度立ち止まって、今までの働き方を見直してみる良い機会にしていただけすると幸いです。